

衆議院法務委員会ニュース

平成 28.12.6 第 192 回国会第 13 号

12月6日（火）、第13回の委員会が開かれました。

1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出、第189回国会閣法第63号）

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第189回国会閣法第64号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・金田法務大臣、盛山法務副大臣、井野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

辻 清人君（自民）

- ・大きな天災を経験する我が国では関心の深い改正項目である、天災等による時効の完成猶予の期間について、本法案で、現行の2週間から3か月に伸長することとした理由について、法務大臣政務官に伺いたい。
- ・本法案は、売買に関する売主の担保責任について、現行の損害賠償請求と契約解除に加え、修補等の履行の追完請求や買主の代金減額請求などができることとしているが、これらが明文化されることにより、濫用的な請求をする買主が増えるおそれはないのか、法務大臣政務官に伺いたい。
- ・本法案では、消費貸借について、諾成的消費貸借に関する規定を新設した上、消費貸借の借主が金銭の交付前に契約を解除した場合において、貸主は借主に対し契約の解除によって生じた損害の賠償を請求できる旨規定している。この規定により、例えば、住宅ローンの借主である一般国民が銀行から損害賠償を請求され、不利益を被るおそれはないのか、伺いたい。
- ・本法案で、貸貸借に関し、敷金及び賃貸借終了後の原状回復義務についての明文の規定を設けることにより、一般国民にどのようなメリットがあるのか、伺いたい。

國重 徹君（公明）

- ・保証契約締結後に主債務の契約内容に変更が生じた場合、改めて保証意思宣明公正証書を作成する必要があるのか、また、保証人が当事者となっている裁判上の和解で保証契約を締結する場合も事前に保証意思宣明公正証書を作成する必要があるのか、伺いたい。
- ・本法案において、原状回復義務の返還義務の範囲を現存利益の範囲に限定する例外規定が新設されたが、詐欺又は強迫による法律行為が取り消された場合の原状回復義務はこの例外に当たらないが、この場合、原則どおりの原状回復義務を負うこととなるのか、詐欺又は強迫による被害者の原状回復義務の範囲を伺いたい。

- ・債権の消滅時効の主観的起算点について、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間とされているが、これは、債権者がどのような事実を、どの程度まで認識した時点を指すのか、法務省の見解を伺いたい。

井出 庸生君（民進）

- ・債務不履行による損害賠償の免責事由の有無の判断についての考慮要素とされる「契約その他の債務の発生原因」と「取引上の社会通念」とは、どのような関係にあるのか、伺いたい。
- ・定型約款の変更に関する規定である本法案第548条の4第1項第2号の「変更に係る事情に照らして合理的な変更であるとき」の要件の具体的な内容について、12月2日の当委員会での法務省民事局長答弁で「経済情勢、経営状況に変動があったとき」を挙げているが、これらの事由は事業者側の都合であり、変更事由として疑問があるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・本法案の定型約款に関する規定は、消費者にとって約款をめぐるトラブルの解消に資するものであるとの報道もあるが、実際は、事業者側に立っているものであって、消費者の立場に立ってトラブルを解消するものとはなっていないのではないか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・民間の出身者を含めて多様な人選を行っていくのかなど、公証人の選考についての今後の方向性を伺いたい。

逢坂 誠二君（民進）

- ・平成28年11月30日の衆議院内閣委員会における法案審議の際に、与党議員が法案と関係のない般若心経を唱え、自身の愛読書を紹介したと報道されているが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・新法が成立した後の債権の消滅時効に関する時効期間の経過措置について、本法案の施行前に発生した債権の時効よりも、施行後に発生した債権の時効が早くなるとい

う逆転現象が生じる可能性があるのか伺いたい。

- ・事業用融資に係る第三者保証を一律に禁止しなかった理由を伺いたい。また、第三者保証を原則として禁止し、例外として個人投資家であるエンジェルを容認することも可能であると考えますが、このような方法を選択しなかった理由を伺いたい。
- ・いわゆる暴利行為についての説明を伺いたい。また、本法案において暴利行為の規律の明文化が見送られた理由を伺いたい。

階 猛君（民進）

- ・公序良俗に反するか否かの判断は、必ずしも合法性とリンクするものではなく、合法化された賭博行為は、特に民営の場合、法的には違法でなくとも「良俗」に反するものがあり得ると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・判例によって確立されている暴利行為論について、国民一般に分かりやすいものとする改正趣旨だけでなく、もう1つの社会経済情勢の変化への対応という趣旨にも沿うと考えるが、暴利行為を明文化しなかった理由を法務大臣に伺いたい。
- ・意思能力の無い者のした法律行為の無効を主張できる主体や法律行為が無効である場合の原状回復請求権の消滅時効の起算点を条文から読み取することは難しく、これらを明文化しなければ、国民一般に分かりやすい民法にはならないと考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・書面によらない契約に基づく少額債権については、長期間領収書を保管することが難しく、二重払いのリスクもあることから、債務者に2年の短期消滅時効を主張する余地を認めるべきであると考えますが、法務大臣の見解を伺いたい。

藤野保史君（共産）

- ・特定複合観光施設区域の整備推進に関する法律（いわゆるカジノ法）が成立することは、個人保証の問題の大元にある債務者を増やすことにつながるとの指摘に対する法務大臣の見解を伺いたい。
- ・我が国において、保証人の資力に比して過大な保証債務の履行の請求をすることができないものとする比例原則と同様に、信義則によって保証人を個別に救済している実態について、伺いたい。
- ・事業再生や事業承継等の個人保証に関する問題に関して、成長戦略における重要な課題としての位置付けについて、伺いたい。
- ・個人再生と併せ、日本経済を再生する観点からも、保証人の資力に比して過大な保証を制限する必要性について、法務大臣の見解を伺いたい。

木下智彦君（維新）

- ・金融機関が事業用融資をする際、経営者に個人保証を求める理由や経営者以外の第三者が事業用融資の保証人となる理由について、伺いたい。
- ・事業用融資の個人保証契約における保証人保護の方策としては、本法案が新設する公証人による意思確認手続よりも先に、保証人の保証債務の弁済能力の調査を行うべきと考えるが、金融庁の見解を伺いたい。
- ・あらかじめ決まった結論を導くように法制審議会が運営されているとの意見について、法務大臣の見解を伺いたい。